

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

保 健 消 防 委 員 会 記 録

日	令和7年6月16日（月）（第2回定例会）			
時	午前10時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午後0時16分 散会			
場 所	第2委員会室			
出席委員	植 草 毅	三 井 美和香	石 川 美 香	黒 澤 和 泉
	野 島 友 介	前 田 健一郎	石 川 弘	小 坂 さとみ
	酒 井 伸 二	中 村 公 江		
欠席委員	な し			
担当書記	渡 邊 健 嗣 佐 藤 陽 介			
説 明 員	保健福祉局			
	保健福祉局長 今泉 雅子		保健福祉局次長 横田 正明	
	健康福祉部長 白井 耕一		医療衛生部長 藤原 淳一	
	高齢障害部長 高石 憲一		健康支援課長 金田 美恵	
	医療政策課予防接 酒井 名菜子 種推進担当課長		生活衛生課長 平野 大貴	
	動物保護指導セン 川西 康隆 ター所長		障害者自立支援課 大坪 敬史 長	
	総括主幹 赤岩 威俊			
審 査 案 件	議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管 議案第74号・千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について 議案第75号・千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利 用を促進する条例の制定について 発議第6号・千葉市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について			
協 議 案 件	年間調査テーマの設定について 委員会視察について			
そ の 他	委員席の指定			
委 員 長 植 草 毅				

午前10時0分開議

○委員長（植草 毅君） ただいまから保健消防委員会を開きます。

委員席の指定

○委員長（植草 毅君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

本日審査を行います案件は、議案3件、発議1件です。

お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、第3次議会運営活性化推進協議会において、議案等審査時の質疑と賛否表明、意見要望の発言場面の分割については、試行を継続する位置づけで、今後も同様の取組を続けることが決定されております。

このため、当局からの議案説明を聴取した後、まず質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了したとき、おおむね3分以内で賛否の表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

また、案件審査終了後、年間調査テーマ、委員会視察についての協議も予定しております。

それでは、案件審査を行います。

議案第71号審査

○委員長（植草 毅君） 初めに、議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックのしおり1番、保健福祉局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。健康福祉部長。

○健康福祉部長 健康福祉部でございます。

初めに、議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）のうち、健康福祉部所管について御説明をいたします。失礼して、座って説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

初めに、プレコンセプション健診費用助成事業についてでございます。

1の補正理由ですが、妊娠前から出産、育児までの切れ目ない支援のさらなる充実を図る必要があり、男女ともに適切な時期に性や健康に関する科学的に正しい知識や情報を持ち、健康管理を行うことが重要であるため、妊娠、出産に備えて健康状態を把握するプレコンセプション健診に係る費用の一部について助成する経費を補正するものです。

2の補正予算額ですが、450万円で、財源は全額一般財源です。

3、事業概要（1）事業目的ですが、将来の健康と健やかな妊娠、出産に備えて、自身の健康状態等を把握し、必要な健康管理に役立てるため、プレコンセプション健診の費用の一部を助成するものです。

（2）事業内容ですが、対象者は、本市に住民登録があり、法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある妻の年齢が40歳未満の夫婦です。

助成割合は、健診にかかる費用の2分の1、ただし上限額を3万円といたしまして、助成回

数は夫婦当たり1回です。

対象とする健診項目は、今の健康状態を把握する検査として医師が必要と判断した健診項目で、具体的には記載のとおりです。

健診医療機関は、市内の産科、婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関です。

助成方法は、健診受診後、区の健康課に申請をいただきまして、償還払いといたします。

最後に、開始時期は、令和7年10月受診分からといたします。

プレコンセプション健診費用助成事業についての説明は、以上です。

続きまして、3ページをお願いいたします。

産後ケア事業についてです。

1の補正理由ですが、産後ケア事業におきまして、希望する産婦がより利用しやすい制度とするため、自己負担額を減額するとともに、多胎児について、利用上限日数、回数を拡大するため、必要な経費を補正するものです。

2の補正予算額ですが、4,000万円で、財源につきましては記載のとおりです。

3、事業概要（1）事業目的ですが、産後の母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、心身の安定を図り、育児不安を軽減し、産後安心して子育てできる支援体制を確保するものです。

（2）利用対象者ですが、本市に住所を有する乳児及びその母親で、宿泊型及び日帰り型は生後5か月未満の母子、訪問型は生後1歳未満の母子です。

（3）自己負担額ですが、市民税課税世帯の自己負担額を利用料の20%から10%に、市民税非課税世帯の自己負担額を利用料の10%から5%にそれぞれ減額いたします。

なお、下の表では、サービス種別ごとの現行と改正後の自己負担額を示しております。

（4）多胎児の利用日数、回数ですが、単胎児と同じである上限日数、回数の7日、7回から10日、10回に拡大いたします。

最後に、（5）開始時期ですが、令和7年10月からといたします。

健康福祉部所管の一般会計補正予算についての説明は、以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 医療衛生部でございます。

議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）のうち、医療衛生部所管について御説明いたします。それでは、着座にて失礼いたします。

保健福祉局議案説明資料の4ページをお願いいたします。

高齢者新型コロナ予防接種事業についてです。

まず、1、補正理由ですが、予防接種法の定期接種として、本年の秋から冬にかけて実施する新型コロナウイルスワクチン接種事業について、このたび国の予算措置を踏まえまして、所要の経費を補正するものです。

次に、2、補正予算額は4億3,500万円で、内訳は、接種費用が4億3,144万6000円、コールセンター関連経費が266万7,000円、その他事務費が88万7,000円となります。

財源につきましては、記載のとおりです。

次に、3、事業概要ですが、（1）の事業目的は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化予防のため、原則65歳以上の高齢者のうち、希望者に対してワクチンを接種すると

ともに、問合せ等に対応するための体制を整備するものです。

(2) の定期接種の概要は記載のとおりとなりますが、力の一般世帯の方の自己負担額は8,000円、また住民税非課税世帯の方につきましては、一般世帯の半額となる4,000円に設定しております。

最後に、参考として5ページには、接種費用の負担の内訳に係るイメージを記載しておりますが、昨年度との相違点といたしましては、当該事業に対する国の助成金が措置されないことに伴い、一般世帯の方の自己負担額を3,300円から8,000円に変更しております。

また、住民税非課税世帯の方につきましても、昨年度は自己負担が免除であったものを、今年度は一般世帯の半額となる4,000円に変更しております。

医療衛生部所管の一般会計補正予算についての説明は、以上でございます。

○委員長(植草 毅君) 高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢障害部でございます。

議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算(第1号)のうち、高齢障害部所管について御説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

障害者コミュニケーション支援事業についてです。

まず、1、補正理由ですが、後ほど説明いたします議案第75号・千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定に伴い、障害者のコミュニケーション支援の体制を整備するとともに、コミュニケーション手段の普及を図るため、所要の経費を補正するものです。

次に、2、補正予算額ですが、合計300万円で、内訳につきましては、代筆・代読支援事業が118万6,000円、筆談用ボードの設置が181万4,000円となります。

財源につきましては、記載のとおりです。

次に、3、事業概要の(1)代筆・代読支援事業ですが、視覚障害者に対し、意思決定に必要な重要な情報取得や行政手続などに必要な代筆、代読が現行の障害福祉サービスでは補い切れない場合に、代筆・代読支援者を居宅へ派遣してサービスを提供するとともに、代筆・代読支援者を養成するための研修を実施するものです。

(2)筆談用ボードの設置ですが、公共施設や指定避難所において筆談により円滑なコミュニケーションができるよう、ホワイトボードを設置するものです。

一般会計補正案や補正予算についての説明は、以上となります。

○委員長(植草 毅君) これより審議に入りますが、委員改選後初めての案件審査となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は答弁を含めおおむね30分以内でお願いいたします。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。石川委員。

○委員(石川美香君) 御説明ありがとうございました。

一問一答でお願いします。

まず、2ページのプレコンセプション健診について伺いたいと思います。

今まで不育症検査があったと思うのですがけれども、不育症検査とプレコンセプション検査の

違いを教えてください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

違いでございますけれども、まず不育症検査費用の助成事業につきましては、不育症と診断された方が対象となっております。今回のプレコンセプション健診費用の助成につきましては、診断がついている、いないに関わらず、ついていない方も今後の健康管理において役立てていただけるように対象が異なってまいります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 続きまして、一旦立て替えて償還払いということですが、プレコンセプション検査は通常幾らぐらいかかるものでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

通常の費用ですが、市内の実施医療機関を調査しましたところ、男性で約2万円、女性で約4万円、合計約6万円でございます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 承知いたしました。

続きまして、このプレコンセプション健診の周知はどのようにしていきますか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

まずは助成事業のリーフレットを作成しまして、協力医療機関や保健福祉センターの窓口などにおいて周知啓発を行っていく予定でございます。そこに併せまして、職域連携としまして、健康応援事業所などに情報の提供などを行っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） こちらの健診を受けた方の感想などは届いていますでしょうか、今まで自費で受けた方もいらっしゃると思うのですが。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

直接市民の方に、そういったアンケートなどを実施したことがございませんので、直接的な声はこちらにはないのですが、こちらの制度を開始するに当たりまして、市内のこれまで検査を多く実施しておりました医療機関のほうに、いろいろな御相談をしていたところ、やはり自己負担額が大きいので非常に経済的負担があるようなお声を聞いております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 続きまして、産後ケアについて伺いたと思います。

こちらの産後ケアにつきましては、私自身も初めての質問のときに料金を下げてほしいと要望したので、すごくうれしいと感じているのですが、こちらの産後ケアの料金は、ほか

の政令指定都市と比べて金額は安いほうなのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

減額後ですけれども、施設によって自己負担額が異なりまして、比較が困難な政令市を除きまして、いずれのサービス種別でも、ほかの政令市平均より低額となりまして、特に宿泊型では17政令市中3番目に低額となる見込みでございます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） また、この料金改定によって、もっと予約する方が増えてくるかと思うのですが、今までもなかなか予約が取れないような声もいただいていたのですが、今後はそういった声にどのように対応されますでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

訪問型、日帰り型におきましては、こちらのほうは訪問型事業所が数多くございまして、日帰り型につきましても定員を下回るといいでしょうか、空きがあるような状況を確認しております。

宿泊型につきましては、確かにこの日で利用したい方が、御希望の日が取れなくて日程調整をしたようなお声も聞いておりますので、今後は千葉市近隣市の施設のほうに御協力をお願いして、契約のほうを締結できたらと思っております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。

続きまして、4 ページのコロナ予防接種事業について伺いたいと思います。

令和6年は、対象者に対して何%の方が受けていますでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 令和6年度は、27.4%の接種率となっております。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 今年度は国の負担がなくなること、市が負担する金額が増えていると思うのですが、予算としては去年より減っている状況ですけれども、今年度の接種者が減ることを見込んでいるのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 昨年度予算は、定期接種初年度でしたので、その前のインフルエンザの令和5年度の実績等を参考に見込みを立てておりまして、約51%で予算を見込んだところでございます。

今回は、昨年度の27.4%、コロナの定期接種の高齢者の実績ですけれども、そちらを見込んだものでありまして、接種率としては見込みを下げしております。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 理解いたしました。

続きまして、6 ページの障害者コミュニケーション支援事業について伺いたいと思います。

代読支援者を養成するための研修を実施すると書いてありますけれども、研修の対象者はどのような方で、またどのような研修内容なのでしょう。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

まずは研修の対象者は、まず代筆、代読に携わる方とともに、今、広く障害や介護のヘルパーの資格を持っている方にも周知をしていきまして、できるだけ代筆、代読に携わる方をどんどん増やしていきたいと思っております。

あとは内容ですが、大事なことを正しく聞き取って、なおかつ正しくきちんと書く技術につくまわして学ぶとともに、やはり倫理的な面を非常に養成しなければならない、要は言われたことをきちんと正しく書かないといけないので、そのような倫理に係る内容も含めて研修を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 理解いたしました。

今、代筆、代読の支援者の研修はあるということでしたけれども、手話に関する研修も今後やっていく予定でしょうか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

既に手話通訳の研修は行っておりまして、そちらは昨年度から一部、1年目の研修の対象者を倍にして拡充しておるところでございます、今後も継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 四街道市では、窓口の会話を文字化して表示するスクリーンを備えたユニバーサル窓口を設置したという記事を見たのですけれども、千葉市においてもそのような取組を進めていく考えはありますでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

四街道市以外でも、複数の自治体で、そのような取組がなされていると聞いております。ただ、どうしても費用が結構かかると聞いておりまして、我々は区役所も6つあって、出先機関も相当数ありますので、費用対効果など、あと導入している先進自治体でどのような方がどのように使っているか等の調査をいたしまして研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。以上で終わります。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、プレコンセプション健診費用助成事業についてです。

今回のプレコンセプション健診費用助成制度について、対象者が婚姻関係または事実婚にある40歳未満のカップルに限定されている理由を確認させてください。この対象設定は、どのよ

うな考え方、ニーズ分析に基づいて決定されたのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

男女双方とする理由ですが、夫婦またはカップルがそろって健診を受診することで、より具体的に今後のライフデザインについて話し合い、お互いの健康状態を把握することで、今後の方針を考えていただく必要があるためです。

また、妻の年齢は、体外受精等の生殖補助医療の保険適用年齢が女性43歳未満であることから、不妊治療を必要とする結果が出た際に、経済的・身体的負担が少ないうちに治療が開始できるよう想定したもので、先行自治体の実施状況も参考にしながら総合的に判断したものです。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） この制度を利用する方々について、市としてはどのような層を想定していますか。例えば、既に妊娠を希望していて、かつ妊娠や出産に何らかの不安を抱えている方が多いと見込んでいらっしゃるのか、あるいは妊娠準備の初期段階にある方を含めて想定しているのか、その点をお聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

委員想定の中のいずれの層も想定しております。将来的に子供を望む夫婦やカップルが、妊娠、出産に備え自身の健康状態を把握し、必要な健康管理に役立てることが本事業の目的です。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 本制度におけるプレコンセプション健診の具体的な検査内容について、通常の健康診断との違いや、妊娠準備に特化して必要とされる視点があれば、教えてください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

通常の健康診断は、生活習慣病などを主に、内科疾病の早期発見、早期治療を目的に行われるものですが、当該健診は、妊娠のしやすさや妊娠、出産に影響を与える健康リスクの有無を確認し、その結果を基に妊娠前から健康管理を行っていただくことを目的として行う検査となります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） この制度が実施されることで、妊娠に関わる健康リスクを早期に発見、対応できる方が増えることが期待されると思いますが、将来的に、例えば、通常の健康診断においても妊娠に関する情報提供や、希望者への簡易検査などを行うことで、より幅広い若年層への啓発につなげていくような方針はあるのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

通常の健康診断において、妊娠に関する情報提供や簡易検査等を行うことは予定しておりませんが、幅広い若年層への啓発の観点では、職域との連携により働く若い世代への周知啓発を

検討してまいります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 制度の周知についてですが、妊娠を考えていると自ら言い出すのは抵抗がある方もいるのではないかと思います。市としては、どのような形で若い世代が抵抗なく情報に触れられる工夫を検討されているのか、お考えをお聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

当該事業の周知啓発用リーフレットを作成し、保健福祉センターや医療機関などで配布するほか、市ホームページやSNSなどを活用した情報発信により、若い世代に情報が届くよう努めてまいります。

なお、周知啓発に当たっては、市内大学等と協力し、プレコンセプションケアの重要性について、若い世代に届きやすく、また理解しやすい啓発媒体や周知方法について検討していく予定です。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 次に、産後ケア事業についてお聞きします。

まず、宿泊型の産後ケアについて、母子での宿泊が原則とされている中で、上の子供がいる御家庭が制度を利用しようとした際に、実際にどのような課題に直面しているのかを、市としてどのように把握されていますか。また、上の子供の同伴が可能な施設の有無や施設側の対応限界についても、併せてお伺いします。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

利用者へのアンケートにより、上の子がいると利用が難しい、上の子たちを見てくれる場所がないので利用しにくい、上の子も預けられる施設を造ってほしいなど様々な声を聞いております。

また、現在1か所の施設において未就学児の上の子も同伴可能ですが、職員の確保や同伴可能となる部屋のスペース確保などの課題があると認識しております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 仮に上の子供を同伴して宿泊できる体制があったとしても、母親が上の子の相手をし続ける状況になってしまえば、本来の目的である母親の休息が得られないのではないかと懸念があります。市として、こうした制度が利用できても実質的に休めないケースについての認識があれば、お聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

産後ケア事業は、産後の母親の心身のケアや育児のサポートにより、心身の安定、育児不安の軽減を目的としており、上の子の同伴により母親が上の子の面倒を見る状況になることは、利用時間の制約がある中で十分な心身のケアやサポートを受けることができない可能性もあり、

今後も利用者のニーズを踏まえながら検討してまいります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 訪問型の産後ケアについて、現在の実施状況や提供されている支援内容の概要について確認させてください。また、宿泊型と訪問型の利用者層や件数など、可能であれば比較できる情報もお聞かせいただけますか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

訪問型は、助産師が家庭を訪問し、母子の身体状況の確認、産後の生活面の指導、授乳方法の指導や乳房ケア、沐浴、抱き方等、育児方法の実技指導や助言などを行います。宿泊型、日帰り型においては、これらのサービスを施設で行っているものです。

令和6年度利用者のうち年齢層別に比較しますと、宿泊型は、20代以下が19.4%、30代が70.3%、40代が10.3%、訪問型は、20代以下が17.9%、30代が74.2%、40代が7.9%であり、20代以下と40代では宿泊型のほうの利用割合が高く、逆に30代では訪問型のほうの利用割合が高くなっています。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私の下には、1人目では産後ケアを使ったけれども、2人目では上の子のことがあり利用に踏み切れないという声が複数届いています。市として、そうした多子世帯における支援の実態や課題について、現場の声などからどのように把握されていますか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

訪問型については、利用者アンケートや区健康課窓口での利用登録申請時において、外出が難しいため、訪問で母乳ケアをしてもらえるのはとても助かった、期間も延長されたことがありがたい、断乳、卒乳の相談ができる場所があるのはうれしい、2人目でも利用したいとの声を伺っており、宿泊型や日帰り型より長期間利用できることについての評価をいただいております。今後も利用者の声の把握に努め、利用しやすいサービスの提供に努めてまいります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 多子家庭に対しては、例えば、赤ちゃんと母親は宿泊型施設でケアを受け、上の子は自宅で家事・育児ヘルパーの支援を受けるような分担型の支援の組合せが必要なのではないかと考えています。市として、産後ケアと生活支援を柔軟に組み合わせていくような制度設計や運用改善について、今後の方向性をお聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

今後の方向性については、引き続き利用者のニーズを把握するとともに、他都市の取組状況を調査研究してまいります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 次に、高齢者新型コロナ予防接種事業についてお聞きします。

今回の補正予算で秋冬の接種が実施されるということですが、周知や予約の方法について教えてください。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課予防接種推進担当課長です。

まず、周知については、市政だよりやホームページ等で行いたいと考えております。

予約につきましては、同時期に行う高齢者向けのインフルエンザワクチンの定期接種と同様に、希望者が協力医療機関に直接予約を取っていただく形となります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 自己負担が8,000円というのは、年金暮らしの方には大きな負担になるのではないかと思います。市として、今後も必要な方が安心して接種を受けられる体制をどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

高齢者向けの予防接種については、従来よりワクチン代相当額の全額としておりましたが、ワクチン代がインフルエンザ等に比べて高額であること、来年度以降も国の助成金が見込めないこと、高齢者人口が増加していくこと、制度の持続性などを総合的に勘案しまして、一般世帯の方は総接種費用の半額程度となる8,000円、非課税世帯の方はその半分の4,000円、生活保護受給者等は免除とさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 次に、障害者コミュニケーション支援事業についてお聞きします。

今回の補正では、視覚障害者に代わって書類を読んだり書いたりする支援を御自宅まで訪問して行う体制が整えられるとのことですが、どのように申し込めるのか、制度を知らない方にも届く工夫などはあるのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

まず、利用に当たりましては、委託業者に直接申し込んでいただくことを想定しております。

また、制度の周知につきましては、市政だより等とともに、視覚障害を含む当事者の関係団体、あるいは日頃から視覚に障害のある方へ支援を行っている同行援護事業所などを通じて御案内してまいります。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 耳が聞こえにくい方や、一時的に声が出しにくい方にとって、筆談はとても大切なコミュニケーション手段だと思います。今回、市内の公共施設や避難所に筆談用のホワイトボードを設置されるということですが、それがどこにあるのか、誰でも使っているのかなど、実際に困ったときに役立つ情報がきちんと伝わっていないと、せっかく設置しても使ってもらえない可能性があります。市民や職員の皆さんに向けて筆談用ボードの存在や使い方をどのように周知し、いざというときにすぐ使える環境をどのように整えておくお考えか、

伺います。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

まず、市の窓口等につきましては、職員に対する対応要領等も作成してまいりますので、そういった中でホワイトボードを配付するときにも、誰にも分かりやすく気軽に使えるような配置をするように周知してまいります。

また、指定避難所につきましては、我々ではなくて避難所運営委員会の皆様に運営していただくものですので、委員会の皆様にも事前事後に丁寧に周知してまいります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○委員長（植草 毅君） ほかに。野島委員。

○委員（野島友介君） では、一問一答でお願いいたします。

まずプレコンセプション健診費用助成事業についてですが、この助成割合を2分の1と決めた根拠が何かあれば、お示してください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

類似する事業として、不育症検査費助成事業を実施しておりますが、検査費用の2分の1を助成しており、本事業の助成割合を決定するに当たっては考慮いたしました。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次に、病院にまずかかる際に費用がかかることも言われているところですが、病院で相談にかかる費用の助成は対象にできなかったとのことですが、どういうことですか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

現在の健康状態を把握することで、受診後の健康管理を行っていただくことが重要と考えているため、相談だけを目的とした受診は助成対象外としていますが、検査実施前の検査内容についての相談や検査実施後における今後の健康管理についてなどの相談は助成対象としております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 先ほど少しお話がありましたが、そもそもの事業を始める目的が何かあれば、お聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

令和5年度に実施した次期千葉市こどもプラン策定に関わるアンケートでは、妊娠を希望しているのに妊娠をせず悩んだことがあるとの回答が約5割あり、本市においても妊娠に関して悩んだ経験のある方が多い調査結果となりました。また、不妊相談では、もっと早く正しい情

報を知りたかったとの声も多く寄せられておりました。国においても、プレコンセプションケアの推進を掲げる中にありまして、将来的に子供を望む夫婦などが早期に治療を開始できる体制づくりが必要であると考え、制度設計したところです。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 将来への不安として市に寄せられている相談はどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

妊娠や出産に関する知識、妊活に関する悩み、避妊や不妊に関する相談などが挙げられます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 未婚の女性または男性は対象とならないということですが、この理由が何かあれば、お聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

男女そろって健診を受診することで、より具体的に今後のライフデザインについて話し合い、お互いの健康状態を把握することで、今後の方針を考えていただくことが重要と考えております。どのような結果であっても、お互いの健診結果について責任を持って受け止め、将来の方針を一緒に考えていただけるよう、婚姻関係もしくは事実婚関係にあるカップルを対象としました。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次に、産後ケア事業についてですが、宿泊型及び日帰り型の利用対象者は生後5か月未満ですが、この拡大は何か検討されましたでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

検討しましたが、昨年度に実施した事業者への調査において、人員配置や、設備などの安全面や経済面から、直近での拡大は困難な状況にあることを把握しております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 単胎児、多胎児の利用回数は、この数年で何か変化しているのかをお聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

単胎児世帯は、宿泊型が約4日、訪問型が約3回で大きな変化はありませんが、日帰り型は約2回から約3回に利用が増えています。

多胎児世帯は、令和5年度と6年度の比較になりますが、訪問型が約3回から約2回に、宿泊型は約4日、日帰り型は約3回で、大きな変化はありませんでした。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、自己負担額のところで、少し細かいのですが、宿泊型の市民税非課税世帯のところが、10%だと2万8,000円だったら2,800円になるのかと思ったのですが、10%でなかった理由は何かありますでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

産後ケア事業の開始当初、宿泊型の利用料上限額は1日当たり2万5,000円であり、自己負担額を1日当たり2,500円としておりました。その後、事業者が安定して事業運営できるよう、利用料上限額を2万8,000円にまで引き上げましたが、市民税非課税世帯の経済的負担を考慮し、事業開始当初の自己負担額を上限としてきました。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 市民税非課税世帯なのですけれども、ほかの自治体では無料としている自治体もあるのですけれども、この点は検討されたでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

生活保護世帯の自己負担額を、宿泊型及び日帰り型で1日1回当たり300円、訪問型では無料としており、同世帯との経済状況のバランスなどを考慮し、自己負担額ありでの設定をしております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、課税世帯、非課税世帯の間に市民税の減免世帯も入れて、さらに細分化している制度設計としているところもあるのですけれども、このようなことは検討されたでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

これまで、そういった検討はしておりません。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 一問一答をお願いします。

まず初めに、産後ケアについて伺います。

利用人数が拡大している中で、受ける側の体制づくりも必要であると考えます。その受ける側において、まず声を何か伺っているなら、お聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 昨年度、事業者におきましてアンケート調査を実施しまして、事業所の声を拾っております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 具体的な何かがあれば、お願いします。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

多くはないのですが、利用料のほうを上げてほしいという御意見をいただいております。また、事業者側から、利用者の自己負担額を下げしてほしいというお声も頂戴しております。以上です。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 利用額を上げてもらいたいのは、それだけ負担があるからという意味なのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

具体的に、なぜという理由までは、細かい御意見はないのですが、恐らく事業を安定させるため、経営状況が厳しいということで受け止めております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） その理由までもしっかりと把握していただいて、受ける側の体制もしっかりと整えていただきたいと思います。

また、質に対してですけれども、最近、産後うつなどが課題になっておりますが、そういったことも防止するために、こういった制度は非常に重要だと思うのですが、受ける側の質の向上についてはどのようにお考えですか。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 利用者の方におきましては、この産後ケア事業だけではなくて、各区健康課のほうでこども家庭センターを中心としまして、いろいろな相談や訪問、指導などを行っておりますので、そういった取組も併せて産後うつ予防に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。

次に、ワクチンについて伺います。

国は、今回のワクチン接種に関して、負担は各自治体で割合を決めると聞いています。よって、本市は半額負担になったわけですが、泉大津市は全額自己負担と決定されているようです。その理由は、最近、コロナワクチンに対して後遺症を訴える方が増えてきていることで、泉大津市の市長は、むしろ自己負担にして接種を控えることによって後遺症被害を避けたいと、市民の命を守りたい意思があると聞いています。

本市については、このようなお考えを御検討はされていますか。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課予防接種推進担当課長です。

国のほうで定期接種と決めています。自治体としては、自治事務としてコロナのワクチン接種を実施していくことで、先ほど御説明したのですが、議員のおっしゃるとおり、ワクチン代を含めた総接種費用の半額程度にさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 先日、高齢の市民の方からなのですけれども、この接種に関しては、本当はコロナワクチン接種は長年の検証の上に成り立つものだけれども、当初は大急ぎで検証なしで打ってしまったがために、今、後遺症を訴える人が増えている中で、むしろ高齢者の人に打つことをやめてもらいたいと神谷市長に伝えたのだけれども、なかなか聞いてもらえないという意見を直接伺いました。これに対して、保健福祉局としてはどのようなお話をされているか、伺います。

○委員長（植草 毅君） 医療衛生部長。

○医療衛生部長 医療衛生部でございます。

今答弁させていただいたところではあるのですが、今回の高齢者の新型コロナ予防接種、こちらは、様々な意見はあると思うのですけれども、国のほうで定期接種の形で位置づけをしております。もちろん、接種に伴う副反応、それから発症した場合の後遺症、様々なリスク、メリットとデメリットがあると思うのですけれども、あくまでもこの接種につきましては、高齢者の方が自ら判断して、メリット、デメリットをそれぞれ比較していただいて接種を受けていただく形になっておりますので、千葉市としては、あくまで個人の判断にはなってしまいますし、同時期に行われます高齢者のインフルエンザワクチンの接種率が50%程度ある反面、コロナワクチンについては27.4%で、高齢者の方もそれぞれメリットとデメリットを比較検討して個人で判断された結果が、こういった接種率の差に表れているのではないかと考えております。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。

次に、障害者コミュニケーション支援事業について伺います。

まず、本市は、耳が聞こえない人、また目が見えない人は、概算でどれぐらいの人口であると把握されていますか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

大体なのですが、視覚障害のある方は2,000人ぐらい、聴覚に障害のある方は、どうしても障害名が平衡機能障害と一緒ですので、聞こえだけではないのですが、大体3,000人弱と聞かれております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 今回、コミュニケーションがスムーズに行くための施策としては第一歩であり、公共施設等にボードを置くことは非常にいいと思うのですけれども、障害を持っている方々が日常生活においてコミュニケーションがスムーズになることは本当に大切だと思うのですけれども、そういった方向性で今後考えておられることがあれば、伺います。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

このコミュニケーション支援の今回の補正予算の取組は、あくまで一部まずは実施したいも

のでございまして、コミュニケーション支援は社会生活のあらゆる場で必要になるものでございます。それは、場合によっては市民の方、事業者の皆様のそれぞれの少しの行動で実現できることも非常に多いです。ですので、今回、別の議案には上がっておりますけれども、条例の周知啓発等の中で、コミュニケーション支援について、具体的な行動や働きかけを皆様に事例をもって分かりやすく紹介する等で、広くコミュニケーションの支援について取り組んでまいります。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。私からの質問は、以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 一問一答でお願いいたします。

新型コロナワクチン接種事業で4億3,500万円補助するというものですが、自己負担額が所得によって違いますが、自己負担が全額、半額、無料の場合、その接種率はどうなっているのか、推移をお示してください。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

高齢者の新型コロナ予防接種については、令和5年度までは全額公費負担であり、定期接種となった令和6年度より一部費用を被接種者負担としております。

昨年度、令和6年度についてですが、一般世帯、非課税世帯、生活保護受給者等のそれぞれの区分の接種率は把握しておりませんが、接種者数は全体で7万713人となっており、その構成比は、一般世帯が81.7%、自己負担が免除となります非課税世帯が14.3%、生活保護受給者等が4%となっております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 議案研究では、県内の自治体、政令市の接種費用について資料を頂きましたが、同様な傾向なのか、お聞かせください。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

今年度は国の助成金が措置されないことを踏まえ、現在、各市とも検討中の状況であると聞いております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 5類になり、国から補助がないために、市としては自己負担を設定して、20%程度の接種率を目標にするということでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

20%程度の接種率は目標ではなくて、昨年度の接種率などを踏まえ、今回の補正予算額算定に当たっての見込みの接種率となっております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 医療機関で従事している方には、接種はそれぞれの医療機関で実施するということでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

定期接種については、感染リスクではなく、感染した場合に重症者リスクが高い高齢者等を対象としていますので、医療従事者は含まれておりません。医療従事者も含め定期接種対象外の方については、任意の場所、かつ全額自己負担で接種していただくこととなります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 質問は以上です。障害者のほうは議案のほうでやりたいと思います。

以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言願います。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ワクチンについてです。

HPVワクチン、つまり子宮頸がんワクチンですけれども、過去に健康被害があり、2013年6月に政府による接種を差し控える決定がされたことがあります。コロナワクチンも多くの後遺症患者が見られる中で、このまま放っておいていいのかという疑問を我が会派では持っております。

よって、ワクチン接種を奨励することに対して、国に対して検討していただけるような要望をしていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） まず、各項目について、先ほど石川委員のほうから細かく様々の確認をさせていただきました。プレコンセプション健診費用助成につきましては、いよいよ初めて始まる事業でございます。利用者の意見をしっかり聞いてもらいたいという趣旨の質問もございましたけれども、制度をスタートして、ぜひ利用者の声なども聞きながら、さらにこの制度の精度を高めていただければと思っております。

また、産後ケア事業につきましては、一步踏み込んだ減額での補正予算でございます。政令指定都市の中でも平均的に低額に抑えられており、歓迎するところでございます。

また、高齢者新型コロナ予防接種、これも本当に難しい御判断があったのであらうと思います。金額設定を、昨年から今年にかけて、接種率なども鑑みながら設定された様子は、議案研究を含めて確認させていただきました。当局のこの考え方は尊重するものでございますので、まずはしっかりと取組をしていただきながら、さらなるこの制度の精査をしっかりしていきながら、まず取組を進めていただきたいと思いますと思っております。

そして、障害者のコミュニケーション支援事業でございます。

こちらのほうも、会派としても様々な質問、要望を重ねてきたテーマでございますけれども、今回はまず最初の第1弾の事業ということで、この代筆、代読、また筆談用ボード、これも全避難所に設置していただくと伺っております。長年、障害者の団体の皆様と協議を重ねながら、あった声をしっかりと尊重されて、この事業を選定したとも伺っております。こちらはこの第

1 弾に取り組みながら、さらなる充実に期待をしまいたいと思います。

いずれの補正予算も、おおむね会派として質問、要望を重ねてきたテーマであり、時を得た補正予算であると判断をいたしまして、賛意を表したいと思います。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） ほかに。前田委員。

○委員（前田健一郎君） 我が会派といたしましても質問等を用意しておったのですが、重なるところがありまして、また事務局のほうからのお話も聞きましたので、議案第71号に我が会派としては賛成させていただきます。しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） プレコンセプションケアについては、確かに利用される方は助成されることで助かる事業ではありますが、そもそも国や自治体が推進するプレコンセプションケアに市民の方から懸念の声が少し上がっていると。将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこととされるこのケアなんですが、しかし産むための健康な体という考え方、女性を産む機械とみなす国の姿勢は優生思想と無関係と言い切れるのか。このプレコンセプションケアを広める前に、もっとすべきことがあるように思っております。

今の社会では不安が絶えず、もしくは生活が成り立たない、とてもではないけれども、子供を持つなんて考えられないという人もたくさんいらっしゃいます。性と生殖に関する健康と権利とかけ離れた日本のプレコンセプションケアが抱える問題は、今後の課題ではないかと意見しておきます。

あと、産後ケア事業のほうは、出産直後の母親と赤ちゃんのケアをする大切な事業です。体のケアだけでなく、育児の仕方を教えたり、心身ともに負担の大きい時期にいる母親の孤立を防ぐことで虐待を予防する役割も期待されております。

本市では、宿泊型と日帰り型の対象の子供の月齢が生後5か月未満までとなっております。しかし、2021年に改正されました母子保健法には、産後1歳に満たない母子と書かれております。事業所への調査で、様々な理由で直近での拡大は困難な状況にあることは理解しましたが、虐待予防という大きな役割を考えれば、産後1年未満の母子が使えるようにしていくべきものと考えます。

あと、産後ケアの料金のほうもまだまだ問題があると思います。実際、他都市で生後15日の赤ちゃんが虐待死した事例がありました。この報告書には、市は母子に産後ケア事業の利用を考えたが、料金が高等などの理由で利用されなかったと書いてありました。虐待予防が期待される事業だからこそ、いざというときにためらいなく使える料金設定にすべきですし、特にリスクの高等母子は無料で使えるようにすべきだと意見しておきます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） まず、プレコンセプション健診については、妊娠や出産に安心して臨むために、不安を抱える前から体調管理や準備ができる環境も重要なのではないかと感じています。そのためにも、妊娠をまだ具体的に考えていない若い世代が、日常的な健診や、学校、職場での健康相談を通じて自然に情報を得たり相談できる仕組みを整えていただきたいと思います。

ます。また、希望する人が妊娠に関わる基本的な検査を併せて受けられる選択式の健診のような形も、ぜひ御検討いただければと思います。こうした仕組みにより、妊娠を考えたときに慌てるのではなく、いつかのために今できることを自然に始められる環境が整うことを期待しています。

産後ケア事業については、出産後の母親が心身を回復し、安心して育児を始めるために欠かせない支援であり、千葉市が宿泊型、訪問型の両方が整備されていることは大変心強いものと受け止めています。

一方で、市民の方からは、2人目以降の出産時には、この制度を利用することが難しいという声も届いています。そこで、母親には宿泊型、そして上の子と父親が過ごす自宅においては生活支援を組み合わせることで、母親が安心して心身を回復でき、父親には子育てに対する心の余裕が持てる、双方がその後の子育てに前向きになれる選択肢となるのではないかと思います。もちろん、実施には利用機関などの調整が必要になるかもしれませんが、第2子以降の出産で産後ケアは使えないと諦めずに済むよう、こうした新たな支援の形をぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

また、高齢者の新型コロナワクチン接種については、非課税世帯には半額に減額されること、また生活保護受給者の方は自己負担が免除されることを市としてしっかり周知していただきたいと思います。希望をされる方がきちんと接種を受けられる体制を整え、再び感染が広がることのないよう丁寧な対応をお願いします。

この議案については、賛成いたします。

○委員長（植草 毅君） ほかに。中村委員。

○委員（中村公江君） コロナワクチンの接種の状況については、先ほど、課税者、非課税者、生活保護受給者と、その負担割合と受診率の関係については、ただ受診の人数とその比率だけで、その方々への接種率という相関関係については分かりませんでした。負担が少ないことをもっと周知して必要な方に接種してもらうことも求めた上で、また県内でも4,000円内でワクチン接種をしていく方向も事例としては示されていますので、より一層の負担軽減を望みたいと思います。

また、医療機関は、全額自己負担では、現在診療報酬も少なく、自己負担が無理では無理で、せめて医療機関の接種を国で保障するように求めていただきたいと申し上げて終わります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（植草 毅君） 賛成全員、よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。

御苦労さまでした。

〔保健福祉局説明員入替え〕

議案第74号審査

○委員長（植草 毅君） 次に、議案第74号・千葉市社会福祉審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。健康福祉部長。

○健康福祉部長 健康福祉部でございます。失礼して、座って説明させていただきます。

議案説明資料の7ページをお願いいたします。

議案第74号・千葉市社会福祉審議会条例の一部改正についてです。

1、趣旨ですが、千葉市社会福祉審議会の特定教育・保育施設等重大事故検証部会の検証対象範囲に産後ケア事業を加えるため、条例の一部を改正するものです。

2、改正内容ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行によりまして、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことから、国通知に基づき、新たに産後ケア施設における子供の死亡事故等の重大事故について、教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証の対象とするものです。

最後に、3、施行期日は、公布の日といたします。

議案第74号についての説明は、以上でございます。

○委員長（植草 毅君） それでは、御質疑等がありましたら、お願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 1問だけお願いします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に産後ケア事業が位置づけられたために、今回、条例の改正で、産後ケア施設が子供の死亡事故等の再発防止のための事後的な検証の対象となるとのことですが、現状ではどのような対応だったのか、今回の条例改正によって議論を深められるのか、伺います。

○委員長（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課です。

これまでは、国の産後ケア事業ガイドラインにおいて、事案発生の要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討することと示されておりましたが、検証を行う体制等は、その事案や状況に応じて検討することとしておりました。

今般、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことから、ほかの教育・保育施設等と同様に、産後ケア施設における子供の死亡事故等の重大事故についても検証の対象とするもので、検証組織が明確化されることになります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） いいです。

○委員長（植草 毅君） ほかに発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 新たに重大な事故の検証を行うための改正ではありますが、死亡事故はあってはならないと思います。ぜひ、こうした会議で議論するような事例が出ないように求めて、終わります。

以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第74号・千葉市福祉審議会条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（植草 毅君） 賛成全員、よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。

御苦労さまでした。

[保健福祉局説明員入替え]

議案第75号審査

○委員長（植草 毅君） 次に、議案第75号・千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢障害部でございます。

議案説明資料の8ページをお願いいたします。

議案第75号・千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定についてです。

まず、1、趣旨ですが、手話が日本語などの音声言語と異なり、手指や身ぶりなどによる視覚的な独自の言語であることへの理解、普及を促進するとともに、多様な障害特性に応じた支援により円滑なコミュニケーションを図ることで、障害の有無に関わらず互いに理解し合い助け合う地域共生社会を構築するため、新たに条例を制定するものです。

次に、2、全体の構成、イメージですが、この条例は、図にございますとおり、手話は独自の文法体系を持つ言語であることなどを定める手話言語条例の要素と、多様な障害特性に応じた情報の提供、理解、利用、発信等を定める情報コミュニケーション条例の要素を併せ持つものです。

ここで、恐れ入りますが、議案書本体の20ページも併せて御覧ください。

この条例は前文を設けており、これまで手話が歩んできた歴史や障害のある方のコミュニケーションを取り巻く状況に触れつつ、あらゆる障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保など、条文を理解するための背景や、本市が取り組んでいく姿勢などについて説明するものとなっております。

議案説明資料に戻っていただきまして、次に3、主な内容ですが、この条例は、先ほどの前文と全15条から構成されておりますが、以下では主な内容について御説明いたします。

まず、第1条の目的につきましては、制定の趣旨と同様となります。

次に、第3条の基本理念については、手話言語を獲得または習得し、使用する権利を尊重し、理解促進及び普及を目指すとともに、将来世代へ継承するほか、障害特性に応じた情報提供や情報発信により障害者が情報を取得し、十分に理解し、意思決定や意思表示をするための環境を整備することを規定しております。

次に、第4条の市の責務については、手話が言語であることへの理解を促進し、手話言語を普及するとともに、使用する権利等が守られるための環境を整備するほか、障害者のコミュニケーション支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しております。

次に、第5条の市民等の役割、第6条の事業者の役割については、障害の有無に関わらず基本理念に対する理解を深め、障害者の情報取得、利用の重要性を認識し、市の施策に協力することなどを規定しております。

次に、第7条の施策の推進については、市は、手話言語の理解促進及び使用する権利等を守るための環境の整備や、障害の有無に関わらず情報を取得、理解し、自分の意思を自由に発信できる環境整備、コミュニケーション支援者の育成などに係る施策を推進することを規定しております。

次に、4、施行期日ですか、公布の日となります。

議案第75条の説明については、以上となります。

○委員長（植草 毅君） それでは、御質疑等がありましたら、お願いいたします。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 一問一答でお伺いいたします。

まずは、この条例は、我々会派としてもずっと質問を重ねてきたもので、歓迎するものなのですけれども、いま一度確認させていただきたいと思っております。

障害者のコミュニケーション条例ということで、手話言語の普及や手話通訳者の問題など、いろいろあるのですけれども、改めて現状と課題、また今後のところで答弁をいただきたいのですが、手話言語の普及というテーマ、そしてもう一つは手話通訳者の状況、これら2つを踏まえての現状と課題、そしてまた今後このようにしていかなければいけない、このように取り組むという方向性のようなものがありましたら、お示しいただきたいと思います。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

まず、手話言語の普及に係る課題でございます。

手話が、聾啞者の方のコミュニケーション手段であることは、いろいろな、例えば、本市であれば市長定例記者会見に常に添えられていたり、テレビ、あるいはドラマなどでも手話がポピュラーになりつつありますので、御存じの方は多いと思います。ただ、それが我々の音声言語と違う言語であって、聾啞者の方は文字情報を我々と同じように捉えられる方ばかりではない、手話を母国語として生活している方も多いというところまでは普及がいま一つ進んでいないと考えておるのが課題でございます。

あと、手話通訳者の方につきましては、何といても絶対数がニーズに対して必ずしも満たされていない。あと、どうしても高齢化が進んでいて、より若い方の育成が望まれているところが課題と考えております。

今後の取組姿勢ですが、まず手話が言語であるというものは、これは理念に近いものでございますので、この条例をまず仮に制定いただきましたら、その制定した背景も含めて丁寧に市民の皆様に説明し、手話というものが独自の言語で、文字と重ねて聾啞者の方は母国語としていると正確にお伝えした上で普及していきたいと思っております。

通訳者の養成につきましては、既に昨年度から手話奉仕員の講座を1つ増やしたりして拡充に努めているところでございまして、まずはその講座の着実な実施と、手話通訳の方は5年間講座を受けて試験を受けなければなりませんので、最後まで続けていただけるように周知等を重ねて、団体と協力して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

この手話言語の普及策で、もう少し具体的なお話を聞かせてもらいたいと思ったのですけれども、例えば今後、市の行事などには積極的に派遣していく、例えば、学校、教育機関ではこんなことを考えてみたいなど、そういう具体の普及策のところでもう少し何か御答弁いただけるものがありましたら、お願いしたいと思います。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

おっしゃったとおり、現在、既に所管課で様々な事業におきまして手話通訳を配置するよう努めておるところでございますが、その機会をより増やしていけるように、まずは各課職員に周知等をしてまいりまして、予算措置等も次年度に向けてできるように取り組んでまいります。あと、それ以外の要約筆記など、そういった難聴の方についての対応も併せて普及していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） すみません、少しくどいですが、学校教育など、例えば、そういう点でまた言及がございましたら、お願いいたします。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。失礼いたしました。

学校教育におきましては、現在、福祉講和という取組がありまして、小学校に聾啞者の方が講師として教える機会を既に行っておりまして、ただ、その実施校がまだ、もちろん全部の小学校等には普及しておりませんので、引き続きそれを拡充していくように学校長会等に働きかけるとともに、委託事業者が身体障害者連合会ですので、団体とも協力して、さらにどうやって広めていくかというのを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

最初の答弁にもございましたけれども、手話は大半の聾啞者の方々にとっては第1言語でございます、しっかりと社会の中に浸透させていく非常に大事な取組であると思っております。そういう意味では、学校教育やそういった場での活用なども、これからぜひ深めていっていただきたいと期待の思いがございます。

それから、ちょうど昨年の暮れに会派の議員のほうからも質問させていただいたのですけれども、この手話言語の普及など、手話を広めていく意味においては、例えば、動画などを作成してユーチューブでも紹介していくなど、そういうのを、例えば、市の公式のホームページやチャンネルなどで紹介していくというのも、ほかの都市でも幾つか事例が見られるようなこともございまして、ぜひそんな取組をといるお話があったのですけれども、この辺りについて御見解がございましたら、お願いしたいと思います。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

おっしゃるとおり、動画で手話を紹介する取組は、幾つもの自治体で進められております。せんだって御質問等もお受けした後に団体とも調整を進めておりまして、喜んで協力していただけると伺っております。なので、条例制定と同時に動画の作成、アップ等は進めて、できるだけタイムリーな話題について御紹介できるように進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に1点だけ、この条例施行に合わせてということでもございましたけれども、今年はデフリンピックの開催年でございます、日本での初開催になります。条例の制定も非常にタイムリーだと思っているのですが、何かこのデフリンピックに向けて、今の協議会なり、何かそういったところで、もしくは市の取組で、関連した取組は何か考えられているのか、もしくはこんな動きがあるということなどがございましたら、御紹介いただければと思います。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

デフリンピックにつきましては、主に千葉県の聴覚障害者協会等が窓口になって県内の周知に現在携わっていただいております。まだ千葉市ゆかりの選手が出場される等の情報は得ていないところでございますが、今後、様々な情報が入ってまいりますので、協会と御相談して、どのような周知がこの条例の制定とともに図られるかは、あとはスポーツ振興課とも協議して検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 社会に大きく普及、反映していく上で非常に大きなきっかけ、活用する題材としては、本当にすばらしい題材がちょうど目の前に来ておりますので、ぜひそういったところとの連携なども一層検討していただいて深めていただければと思います。

質問は、以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 一問一答でお願いいたします。

今回のこの条例案に至るまでに、参考にした自治体はありますか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

本市の条例案は、障害者施策推進協議会という附属機関で協議していますが、そこで手話言語条例と情報コミュニケーション条例、2つの要素を盛り込まれたタイプとして、堺市、明石市の条例と、それぞれが単体である他自治体の条例も照会して、本市の条例案について議論を重ねてまいりました。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 日本手話言語法案が国会で審議されていましたが、今回の条例を制定するに当たって、参考にしたのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

令和元年や6年に国会で提出された手話言語法案につきましては、団体と意見交換をする中で取り上げられておりました。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 千葉県条例との整合性はどうでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

県条例と本市の条例案は、手話を言語として認識した上で理解、普及促進に取り組むことなど、手話言語条例としての基本理念などはおおむね共通しております。その上で、本市の条例案では災害時におけるコミュニケーション支援など、特に市が重要と考える項目を条例に明記しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 県では、第12条に学校における手話の普及を記載していますが、千葉市にはあるのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

本市の条例案におきましては、県の条例の第12条の聴覚障害児に対する手話言語の普及、教育などに関する規定はございませんが、本市では、きこえの教室での補聴器の使用訓練や聞き取りの訓練など、支援に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 今回の条例制定前の障害のある方が置かれている実態はどうなっていますか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

これまでの本市等の取組によりまして、手話言語、点字、要約筆記など、様々なコミュニケーション手段を利用する体制は整いつつありますが、いまだに十分に普及しているとは言い難く、多くの障害のある方が不安や困難を抱えているものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 市の条例第3条の3に、情報発信をし、自身の意思を表明できることが保障されるよう、それぞれの責務または役割に応じた環境整備に努めるとありますが、どのように具体化していくのですか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

手話通訳や代筆・代読支援、日常生活用具の給付などのコミュニケーション支援を充実し、情報を円滑に発信できるようにするとともに、生活の場面でどのような支援や配慮が必要な

か、広く周知を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 第6条ですが、事業者はどう周知していくのですか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

障害者差別解消法に係る講演会など既存の市の取組を活用するとともに、商工会議所などの企業団体とも協力して、当事者への支援について具体的なイメージを抱けるよう周知を図ってまいります。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 第10条の公共施設等での啓発についての具体化は。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

現状でも筆談対応する旨の耳マークの掲出などを行っております。今後も継続してまいります。さらに、今回の補正予算案で、市役所窓口や避難所に啓発用文言を入れた筆談用ホワイトボードを配置することとしております。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 参政権の保障についての体制はどうですか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

これは所管外ですので選挙管理委員会に確認したところ、候補者情報である選挙公報の点字版や音声版を作成、配布するほか、各投票所では投票支援シートやコミュニケーションボード、筆談用ボード、点字による氏名掲示などを用意するほか、代理投票制度も利用できるようになっております。また、障害の程度に応じて、郵便で投票する制度も備えております。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 以前、我が党が条例を提案した際には、救急車で症状などを伝える場合に、救急車にタブレットを常備し、リモートで手話通訳士を通して病状を救命士に伝えることができるようにしてほしいと紹介をしていましたが、どうなっているのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

本市におきましては、まず手話通訳が24時間365日、救急等の場面に派遣依頼を受けたら対応するシステムを導入しておりまして、やはり対面での手話通訳を希望する方も多いので、その事業でもって取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答です。

手話以外にも、視覚障害や発達障害など、障害特性に応じた情報保障が求められます。条例では、それらにも対応していますが、具体的な支援内容や施策の拡充予定があれば、教えてください。

○委員長（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

まず、視覚障害のある方に対しましては、現在も点字市政だよりや読み上げ用QRコードの普及などを実施しております。これに加えまして、先ほど御議論いただきました補正予算案につきまして、居宅での代筆・代読支援や従事者養成などを行ってまいります。

また、発達障害の方につきましては、絵や図を活用した視覚的な情報伝達や、曖昧な表現を避けるなど、そういった心がけることについて市内外に広く周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 以上で質問を終わります。

○委員長（植草 毅君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がございましたら、発言をお願いいたします。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 本条例は、情報コミュニケーションの要素を取り入れたことを大変評価いたします。制定の趣旨にありますとおり、障害の有無に関わらず、互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を構築するためとあります。

この条例は、例えば、耳の聞こえない当事者、またはその方をサポートする手話通訳者だけが対象ではなくて、全ての市民がごく自然にお互い困った人にお互いに手を差し伸べられるような地域づくりにつながる第一歩であると考えております。それが第2歩、第3歩につながることを期待しておりますし、私たち議員も精いっぱいこの条例の周知に尽力させていただきたいと思いますし、市民一人一人の行動に変化が起こるよう努めさせていただきたいと思います。私たち会派としては賛成の意を表します。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 以前、私がクリニックを受診したときに、保健福祉センターで手話を行う職員の方が聴覚障害の方に付き添って、手話を使って不安解消に尽力しているところに遭遇しました。職員の方は、日々忙しく飛び回っていて、かなり大変な状況があると伺っています。今回、この条例改正を機に、ぜひそうした体制も補強していただきたいと要望したいと思います。

また、障害者情報アクセス推進法は制定されたものの、手話言語法案はまだ成立しておりません。様々な立場の方に理解を求めて、どう接していったらよいのかを知らせていく努力もさせていただきたいと申し上げて、また私どももこの間、条例提案もしてきたことで、ぜひそれを生かした形で対応していただきたいと求めて終わります。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 私たち公明党市議団としましては、障害のある人もない人も共に暮ら

す共生社会の実現のために、聾者だけでなく様々な障害のある人の意思疎通に係る施策展開、この条例制定が必要だ、そんな角度で主張してまいりました。今回の条例は、まさにそのような形で手話言語条例の要素、そして情報コミュニケーション条例の要素が2つ加味された形での条例となっております。

この条例が手話言語のより深い理解や幅広い普及に資するとともに、あらゆる障害のある方のコミュニケーションがスムーズに行われ、障害の有無に関わらず誰もが地域で共に生きる社会の実現につながる条例となることを期待いたしまして、会派として賛成の意を表させていただきます。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 千葉市手話言語及び障害者のコミュニケーション支援条例については、手話言語を理解でき、また使用できる人を増やすことがコミュニケーション支援の実効性において非常に重要であると考えます。

そこで、手話言語の教育面で、小学校での福祉講和など既に行われている取組も評価しますが、加えて、子供たちが手話は面白い、もっと学んでみたいと思えるような体験や学びの機会を今後さらに広げていただきたいと思います。

手話は支援のための手段だけではなく、一つの言語として様々な人とつながる力を持っています。新しい言語を知ることで世界が広がり、他者との関係が深まる体験を子供たちが自然に得られるような仕掛けを期待しています。

また、視覚や発達など、ほかの障害を持つ方にとっても、先ほど御答弁で答えていただいたとおり、それぞれに合ったコミュニケーション手段があります。このような多様な手段の存在を市民が知ることが、相互理解と意思疎通の基盤になると感じています。誰もが自分の思いを伝え、受け止めてもらえる社会を目指し、環境整備とともに啓発や学びの機会の充実を進めていただくようお願いいたします。

この議案については、賛成でございます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに御意見がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第75号・千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（植草 毅君） 賛成全員、よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでした。

[保健福祉局説明員入替え]

発議第6号審査

○委員長（植草 毅君） 次に、発議第6号・千葉市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

審査の方法でございますが、まず提案者であります野島委員から提案理由を聴取した後、各

委員から提出者に御質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際し、必要により当局に補足説明を求めたい場合には、その旨を述べていただきますようお願いいたします。

また、提出者におかれましては、答弁は簡潔にお願いするとともに、御意見がある場合には、ほかの委員の質疑終了後をお願いいたします。

それでは、野島委員から説明をお願いいたします。野島委員。

○委員（野島友介君） 発議第6号・千葉市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

本改正は、動物愛護管理法第9条の規定に基づき、多頭飼育の管理状況を早期に把握し、適切なアドバイスや指導の下、多頭飼育崩壊のような事態を未然に防ぐ目的で、一定数以上の動物を飼育する場合には届出が必要となる制度を定めるものであります。

昨今、適切にペットの管理ができない飼い主もあり、ペットをめぐる様々な問題が起きております。中でも、不妊・去勢手術など適切な繁殖制限を行わないことでペットがどんどん繁殖し、飼い主の飼育管理能力を超える数となり、適切な飼育ができなくなる状況、ペットの健康を損なうだけでなく飼い主の生活状況も悪化させ、さらには周辺的生活環境にまで悪影響を与える多頭飼育崩壊という大きな社会問題となっております。

現に本市でも、4月、50頭のペットを飼っていた家庭で多頭飼育崩壊が起きております。多頭飼育に陥る飼い主の多くは、悪意を持って劣悪な環境でペットを飼育しているわけではありません。ペットに対する正しい知識が不足しているケースや、飼い主の経済状況、健康状態の悪化などの様々な問題を抱えていることが原因ということも少なくありません。問題解決のためには、行政だけでなく、高齢者の健康や介護の窓口でもあるあんしんケアセンターや、あるいは動物愛護ボランティアなど、官民を超えた多様な関係者が連携して問題解決に取り組んでいく必要があります。

そのためには、多数の動物を飼育する人を早期に把握し、多頭飼育崩壊につながらないようにサポートしていくことができる仕組みづくりが必要であります。政令市において多頭飼育の届出に関する条例改正を行った市は、令和7年度から実施している相模原市を加えて7市にまで増加しております。

なお、千葉県においては、既に届出制度を条例に規定しているものの、本市は県条例の適用除外となっていることから、本市においても同様に規定すべきであります。

多頭飼育届出制度を設けることにより、不幸な境遇となる家庭や動物を少しでも減らし、人間と動物が調和の取れた共生生活を送れる千葉市を共につくるためにも、今、本市に必要な動物愛護条例の改正に御賛同いただくことをお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○委員長（植草 毅君） 御質疑等がありましたら、お願いいたします。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 県でも、この多頭飼育の届出制の規定がされているのですが、今回の御提案の中には違反した場合の過料がなかったのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） この間、私と、野島委員と、梶澤議員が京都市に出向いて、それでこ

の過料の在り方についてを確認してきました。

京都市では確かに過料があつて、県でもあつたりするので、市議団としてどうするのか議論はしたのですけれども、結論としては、京都市では過料をしたとしても、結局そういう実績がなかったということで、わざわざ過料をしてまでする中身ではないだろうということと、過料にしたことで、京都市では全国の動物愛護に関する団体からかなり非難が殺到したという状況もありまして、私たちとしてはこういった過料をして取り締まるという扱いではないということで対策をしたほうがいいだろうということで、過料の文言はなしにする結論に至った次第です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 一問一答でお願いします。

この条例を設けることで、10頭以上飼われている方がきちんと申請されているのか、また他市においては、この条例制定によって多頭崩壊した件数は減っているのでしょうか。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 他市においては、届出をやってみたら、最初は少ないだろうと思っていたら、船橋市でいうと60件ぐらいの方から一気に届出があつたということがありまして、それによって行政側が多頭飼育をしている方の状況を早期に把握できるようになったことで、その方のおうちに出向いて指導、アドバイスを常に行うことで、多頭飼育まで行く手前の段階で収まるようになったような状況です。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。

条例ができてからは、条例ができる前よりも多頭崩壊する件数が減っているということですよしいですか。

○委員長（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） そういうことになっています。

○委員長（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） ありがとうございます。

○委員長（植草 毅君） ほかに。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 一問一答で伺いたいと思います。

今の石川委員の最後の質問で、野島委員のほうからそのような回答だったのですけれども、所管はどういう認識なのか。条例が制定されたことによって、それなりの大きな効果があつたかのような答弁が野島委員からございましたけれども、所管の認識をお伺いしたいと思います。

○委員長（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課長でございます。

ほかの自治体が行った調査になるのですけれども、導入した自治体における効果としましては、今お話のあつたとおり、多頭事業者に対して早期発見の上、適切な助言、指導を実施できるような効果を上げるところがある一方で、リスクがある飼い主の方から自発的に届出をするようなケースが少ないような状況や、実際に届出があつても、多頭飼育崩壊に陥った場合は、

結局有効な対応策に乏しいという御意見もありまして、必ずしもこの届出制度の導入によって多頭飼育崩壊の発生が抑えられるかという効果については、はっきりしないところがあると考えているところでございます。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

恐らく今の答弁と関連してくると思うのですが、本市としてのこういった条例の検討過程をいろいろお聞きしてきましたけれども、千葉市動物行政に関するあり方懇談会がちょうど令和4年から5年度にかけて行われておりますけれども、こういった有識者を交えての懇談会でも、多頭飼養の届出制導入を一応検討した経緯もあると。ただ、今の法律だったり、条例の既存の規定で対応可能なのではないかとということで、制度化が見送られた経緯があると聞いております。本市の今のこういった多頭飼育の問題が起こってからの対応状況を手元の資料でいろいろ見せていただきましたけれども、見送られた経緯と、本来こういう条例を制定する背景にある懸念される事態は、現行の法令だったり条例の規定でも対応可能なのではないかと確かに見て取れる部分もございます。

そういう意味では、今後の対応で千葉市が示しておりますけれども、動物愛護推進員であったり獣医師会、また福祉専門部等の協力団体との協力体制の強化が非常に重要であると思っております。懸念されるような事態にいかに機敏に、この辺りの連携をスムーズにしていけるのかと思いますけれども、この辺りの所管の連携強化についての取組、御認識、こう強化していきたいと、実際にこういうケースがあってこうしていきたいというような、この辺りの当局の取組をお伺いしたいと思います。

○委員長（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課長でございます。

例えば、今ここで問題になっておりますのは多頭飼育崩壊での対応なのですが、私どもも、やはりここはいろいろ御指摘を受けるところでございまして、福祉部門の方や、あとは従来より獣医師の方、もしくは動物の適正化推進員の方、こういった方々と連携する体制の構築を、今、徐々に進めているところでございまして、例えば、先ほど50頭の多頭飼育崩壊の案件があったというお話がありましたけれども、この件については、福祉部門の方は、飼い主の方が別の市に行かれるということで、そこはなかったのですが、獣医師の方、それから動物のボランティアの方と連携をしまして、引き取って不妊手術をしたり、譲渡につなげるような取組を、今、積極的に進めております。こういったことで、今後もこういった様々な主体との連携を進めていく中で、様々な動物の適正飼養に関する問題に対応していきたいと考えているところでございます。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

今現在、鋭意取組の強化にまさに取り組んでいただいているところなのかという認識を持ちました。

最後に、もう一点だけお伺いしておきたいのですが、これも所管にお伺いしたいのですが、この手の問題で一番大事だと思っているのは、適正飼養をどうやって市民社会にきちっと根づかせていくのか、これが一番大事な作業なのだろうと思っております。ある意味、

縛りや届出をやるよりは、一番大事なのは、いかに不適正飼養の根底にある生命の軽視のようなものを社会から除外していくかなど、究極に言えば、まさに法律の意味にもなってまいりませけれども、人と動物の共生する社会をいかに市民社会の中に具現化していくのかということだと思います。

その意味では、私もここ数年、いろいろな形で議会質問をさせていただいておりますけれども、今、千葉市のほうで新しいセンターの構築に向けて動きが始まっております。在り方懇談会などでも、今回のセンターの拠点の一番の機能の部分で、第1に掲げていただいているのが、動物福祉の向上であったり、動物愛護の発信拠点、ある意味、教育や啓発といった取組をしっかりとやっていくと宣言されて、今、取組を進めていただいております。

改めてそういう意味では、この動物愛護行政、今度の新センターを通して市民社会への啓発の中心拠点にしていくということを目指しているのですよねという、この辺りをもう一度確認させていただきたいと思います。

○委員長（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

今お話のあった今後の動物愛護管理行政の在り方の中でも、動物福祉の向上及び動物愛護の発信拠点を今後目指していくべき姿の一つとして掲げております。そういった中で、適正な飼養方法の啓発に今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

○委員長（植草 毅君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本発議に対する賛否表明がありましたら、御発言をお願いいたします。前田委員。

○委員（前田健一郎君） 今回提出されている多頭飼育に関する条例についてですが、現時点では新たに条例をつくるよりも、既にある体制や取組をしっかりと生かしながら改善や強化を図っていくことが現実的で効果的だと思います。

まず、多頭飼育を含む不適切な飼育について市民の皆さんが相談しやすくなるように、現在行っている相談窓口の周知や認知の向上に力を入れていく必要があります。その上、動物愛護推進員の方々や獣医師会、福祉の関係部署など協力していただける団体との連携を強めていくことで、問題の早期発見、早期解決、そして未然防止につなげたいと思います。

また、相談や通報をするかどうか迷ったときに参考になるようなチェックシートなど、市民の皆様に分かりやすく広めることで相談しやすい環境を整えていただき、さらにこれまで行ってきた不妊・去勢手術の推進や終生飼養についての啓発活動では、多頭飼育によって起こる問題点についてもしっかりと伝えていく必要があります。特に多頭飼育をしている方々に直接届くような方法で分かりやすく伝える工夫が必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、実際に問題が起きた場合には、動物の福祉の観点に加え、周辺的生活環境を守る視点からも対応していただき、その際には飼い主への助言や指導にとどまらず、愛護推進員や獣医師の専門的な支援を得ながら、飼育環境の改善を目指して支援していただきたいと思います。

また、こうした事案の背景には、飼い主の御自身の生活の困難さや孤立があることも多いため、必要に応じて生活支援を含めた対応ができるよう、市内外の関係機関と連携して情報共有を進めていくことも大切だと考えますので、よろしくお願いいたします。

今ある取組を丁寧に見直し、充実させることで、多頭飼育に関する課題には十分対応できると判断しております。したがって、今回の条例案には慎重な対応が必要と考え、否決すべきとの意見を申し上げさせていただきます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） こういった方々は、どうしても隠したいという意思のほうが強いのではないかと思って、なかなか届出の制度を制定しても無理があるような気がいたします。先ほどの前田委員からの、それよりも地域で相談し合える、助け合えるなど、そういう体制づくりの強化をするべきでないかという意見には非常に共感を持ちます。まさに今回、コミュニケーション手段条例ができて、お互いに助け合っていく方向で市も進んでいくわけですから、そちらに進んでいくべきだと思いますので、本発議に関して、会派としては賛成いたしかねます。

以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 様々申し上げたいこともあるのですが、一つは、今回の条例案の検討に当たって、現在の10頭以上の多頭飼育に関する通報・相談件数の情報も頂いておりまして、見ると、決して減ってはいないと。実際にこれからまた顕在化してくるのかと、この課題認識はしっかりお互いに持っていきたいのがまず一つです。

それから、今、他の委員からもございましたけれども、現時点では、この条例を制定することによる実効性の部分では少しどうなのか、まだ疑問符もあるところもございまして、先ほど私も質問させていただいて答弁がございましたけれども、それよりはしっかりと様々な関係団体、関係者との協力関係、ここをしっかりと深めていっていただくことが重要なのだらうと思っております。

そして、もう一つ質問させていただきましたけれども、適正飼養をいかに社会に根づかせていくか、これが本当に本丸でございまして、当然これからのセンターを新しく今造ろうということで目指しておりますけれども、これこそが最大のミッションになると思います。人と動物の関わり方が変わってくる社会変化の中で、こういった終生飼養、適正飼養をきちっと社会の中に、老若男女問わず広げていくことが本当に大事な目玉だと思いますので、この取組の機運の中で、ぜひ先ほど言った連携体制なんていうのも深めていただきたいと思います。

あと、もう一点、これはうちの会派といいますか、私個人でもございますけれども、3年ほど前に議会質問で、多頭飼育の問題だけではなくて、そのほか動物にまつわる条例は、最近ではマイクロチップの普及啓発だったり、災害時の対応だったり、猫の適正飼養のことだったり、いろいろな要素が出てきているので、千葉市としても大きくルールを見直していく、そういうときなのではないかというような質問をさせていただきました。当時の局長の答弁でも、近年の社会環境の変化、それから問題事案の多様化、複雑化にまだまだ十分千葉市としても対応できていない部分があるので、今後こういった在り方懇談会などをやりながら条例の改正についても検討していきたい、そのような答弁がありました。ただ、当然私としてもそのときに訴えたかったのは、そういった今の現状認識の下、千葉市なりのルールなり、また社会への浸透の仕方、これを今後所管にも一生懸命深めていっていただきたいという思いでこういった質問をさせていただきました。

その意味では、これからのセンター建設の機運の中で、そういった千葉市なりのこれからの動物行政の深め方は多分いろいろあるのだろうと。そこは会派としても期待はずっと持っていますので、ぜひ頑張っていたきたいということも申し上げまして、今回の条例案については賛同しかねるという意見を表明したいと思います。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 現在の千葉市には、多頭飼育を早期に把握する法的根拠がなく、問題が深刻化してからでないと対応できない状況があります。この改正案により、犬や猫を10頭以上飼育する場合に届出が義務づけられれば、支援が必要な飼い主を早期に把握し、適切な助言やサポートにつなげることが可能になります。

また、動物を保護、支援するために多頭飼育されているボランティアの方々の存在も把握できるようになり、行政との連携を深める上でも意義があります。これは行政、飼い主、そして地域住民にとっても、問題が起こる前に対処できる体制を整える点では有益な改正です。

また、提案された条例改正には罰則規定がないことで、この条例は誰かを罰するためでなく、意図せずどうしようもなくなって適正飼育ができなくなってしまった人を支え、行政、ボランティアなどが協力して動物愛護と地域づくりを進めていこうという前向きな姿勢がうかがえます。よって、この発議には賛成いたします。

○委員長（植草 毅君） ほかに。野島委員。

○委員（野島友介君） すみません。様々皆様の御意見、ありがとうございました。

私どもは、先日、京都市を視察いたしまして、京都市だと名前と頭数ぐらいの項目で、申請書に書く件数は極力減らしていると。この届出のハードルを下げるために、まずは申請してもらおうということで行っておりました。その上で、この届出制を導入した段階で、市内でテレビ広告や、ティッシュの広告など、様々な情報発信をして、そういうことで宣伝効果をさらに期待していました。宣伝することによって、多頭飼育するリスクを知れたり、あと、届出になることで少し面倒だということだと思いとどまらせるような副次的な効果もあると、そういうものも期待したところでございました。

一番のメインの目的が情報収集でございますので、災害時でのメリットは数え上げたら切りがありませんが、ここに何頭いるかを行政側が把握していたり、あとは独居の高齢の方や、独居で若くても不測の事態に陥ってしまうケースなど、様々あると思いますが、そのときに動物が何頭ここに取り残されているのかなど、そういうことが分かっていたら次の対応にスムーズに行けるのではないかと思います。

あとは行政側の効果としまして、根拠がない状態で指導に入るのがなかなか難しかったと、県の保健所のほうからのお話でもありました。ここに入る根拠がまずそもそもできるところも一つの話になると思いますので、ぜひこの改正に御賛同いただきたいと重ねてお願い申し上げまして、意見を終わります。

○委員長（植草 毅君） それでは、採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号・千葉市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（植草 毅君） 賛成少数、よって、発議第6号は否決されました。

以上で、案件審査を終わります。

説明員の方は退出を願います。

御苦労さまでした。

[保健福祉局退室]

年間調査テーマの設定について

○委員長（植草 毅君） 次に、所管事務調査の年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じます。

第3次議会運営活性化推進協議会での決定事項に基づき、委員の皆様から希望する年間調査テーマ等について提案書を提出いただき、御意見等を取りまとめた一覧表を全員にお送りさせていただいております。

しおりの5番を御覧ください。

本日は、当委員会の年間調査テーマについて、所管事務調査事項提案一覧表を基に、皆様から提案するテーマ、調査理由について御説明をいただいた後、協議を行いたいと思います。

それでは、一覧表に御記載の順にお願いいたします。まず、石川美香委員からお願いいたします。

○委員（石川美香君） 私のテーマは、地域包括ケアシステムの体制強化についてになります。

調査理由ですけれども、現在、2025年を目標年次として進められてきた地域包括ケアシステムをいかに進化させていくかが問われていると思います。そのため、あんしんケアセンターの充実及び増設が重要となってきます。また、こちらも我が会派で進めて、代表質問などもさせていただいておりますけれども、切れ目なく医療と介護サービスの提供ができるよう、多職種のさらなる連携が必要であるため、DX化の推進が必要であると考えます。

今後、超高齢化社会において、人生の最終段階における暮らし方やケアの選択などを考えておくためのACP、いわゆる人生会議の普及も重要になってくるのではないのでしょうか。

このことから、住み慣れた住宅や地域で医療や介護を安心して受けられ、暮らしていけるように、以上3つの視点から地域包括システムの体制強化について調査すべきではないかと考えています。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 黒澤委員、お願いします。

○委員（黒澤和泉君） 私が提案するテーマは、産後うつ、育児ストレスへの支援体制です。

本市においては、産後ケアや子育て世帯への支援体制は整備されてきてはいるものの、存在を知らず必要な支援にたどり着けない家庭があること、また経済的、心理的な理由から支援の利用をためらうケースや相談そのものをためらう家庭が存在すると聞いています。また、母親だけではなく、父親を含む家庭全体の育児ストレスへの支援、特にメンタル面のケアや相談体制の強化も今後の課題ではないかと考えています。

そこで、本市が提供している支援の現状を把握し、当事者や支援者の声を通じて必要な支援の在り方を明らかにするとともに、他都市の先進事例についても調査研究したいと思っています。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 野島委員、お願いします。

○委員（野島友介君） 私は精神疾患についてございまして、千葉市では、こころの健康センターがありますけれども、もっと若年向けに、10代、11歳ぐらいから、もう既に精神的な疾患を持つ方がいると、それが20代、30代になっても続いていくようなことなので、早期に回復してもらうことを目的に、他都市で行っているような思春期相談のようなものを学びたいと思っています。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 前田委員、お願いします。

○委員（前田健一郎君） 私は消防団について、記載のとおりですが、現在の消防団は団員の高齢化が進み、新たに団員に参加する若者が年々減少しています。地域防災を担う消防団員の増員は急務の課題であると考え、機能別消防団員で人数の減少をカバーしている状況であるが、どのようにしたら若い団員、新しい団員に加入してもらえるか検討を進めていかなければならない。また、老朽化した機庫等、新しい装備品等の購入にも新加入の団員の魅力となる可能性が大いにありますので、消防団員についてのテーマとさせていただきました。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 続きまして、石川弘委員、お願いします。

○委員（石川 弘君） 私は、高齢者の孤独死対策についてをテーマとさせていただきました。

日頃、私たちが生活している中で、高齢者の孤独死が、なかなか表には出ていないですけれども、実際にこの千葉市でも1日に2件ぐらい消防が駆けつけて、部屋の中で亡くなっているのが現状だと思います。そういう見えないところを消防団活動の中で見つけ、今、少子高齢化の中で、独り暮らしの高齢者が自宅で誰にも気づかれずに亡くなることが何かしら防げる対策が必要と思われますので、ほかの先進自治体での対策や対応があれば、参考にしたいと思っています。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 続きまして、小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 私からは、救急医療搬送の実態と地域医療についてをテーマにしたいと思っています。

本市の救急医療件数は、高齢化や救急要請の多様化及び不適正利用によって年々増加傾向にあります。また、昨今起きている地域医療の実態といいますと、都市部医療のまさかの閉院という本市でも他人事ではないものです。本市も、黒字でありながら、だんだん赤字を増やしております。このような地域課題は、医師や看護師不足、高度医療に関わる課題など多岐にわたります。

よって、地域の医療を調査する点では非常に幅が広いため、焦点を救急医療搬送として、そこから見えてくる地域の住民や消防、医療の実態を把握して、私たちが目指す持続可能な地域医療とはということを考察したいと思っています。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 基本的に石川委員と一緒につくらせていただきましたので、内容的に

は同じなのですけれども、少しだけ補足で意見を述べておきたいと思います。

あんしんケアセンターについては、ここに書いてあるとおり、目標年次が今年度で、その一方で、あんしんケアセンターとして大分定着して、本当に多岐にわたる相談があんしんケアセンターに寄せられているのが現状だと認識しております。

そういう意味では、いま一度、もう一回今どのような状況であんしんケアセンターが活動されているか、しっかり現状を調査していくことは非常に大事な調査事項かと思っております。

そして、もう一つ最後のＡＣＰ、人生会議のところを触れておりますけれども、代表質問でも触れましたけれども、身寄りのない高齢者の支援は非常に今重要になってきて、顕在化してきております。そういう意味では、人生会議と併せてお一人様支援や、そういったテーマも含めて考えていく必要があるということだけ加えておきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 中村委員、お願いします。

○委員（中村公江君） 私は救急搬送についてということで、年々、救急搬送に係る通報をしてから病気で治療を受けられるまでの時間が延びていることでは、対策を消防局、病院局、保健福祉局と連携をする点では、この保健消防委員会は全部を網羅しているということで、昨年度、堺市には行きましたけれども、どうやって解決できるかはまだ研究が不足しているかと思いましたが、今回はこのテーマでどうかと思って提案しました。

以上です。

○委員長（植草 毅君） 次に、三井副委員長、お願いいたします。

○副委員長（三井美和香君） 私のテーマは、地域包括支援センターの現状と今後の機能強化に関する調査について提案させていただきました。

調査項目は、本市では、高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターへの相談件数や業務負担が年々増加している。特に独居高齢者や認知症高齢者の増加、8050問題に起因する複合的課題への対応、介護と医療との連携等、支援ニーズが多様化、複雑化している。本市の地域包括支援センターは、現場では人材の確保や業務の質の維持が困難となっており、慢性的な人手不足と職員の過重労働が課題となっている。また、ＩＣＴの活用による業務効率化が十分に進んでいない状況も見られます。現場では、市民の方が相談したくても予約待ちの状況でもあります。地域包括支援センター、あんしんケアセンターの役割を明確、各センターとの役割分担などについて検証が求められております。市民が必要な支援に迅速、適切にアクセスできる体制整備を進めるためには、現状の課題を可視し、今後の施策の方向性を調査する必要があります。

以上でございます。

○委員長（植草 毅君） 最後に、私より御説明いたします。

高齢者の人口増加により医療費が急速に増加しており、財政負担が重くなっております。特に後期高齢者医療制度では持続可能な運営が求められておりまして、高齢者の増加に伴い、病床数や医療従事者の不足が懸念され、病床不足が予測されております。

医療需要が増加すると、若葉区など交通不便地域では医療アクセスの確保が課題になってしまったり、地域ごとの医療資源の配分の最適化が求められるようになってきます。若年層の負担が増加し、医療保険制度の維持が難しくなり、若い世代も納得できる制度改革が求められてきております。地域の医療体制の強化、財政負担の軽減、交通不便地域への支援、そして若者

層の負担軽減などを千葉市として総合的にアプローチができるかを研究したいと思っております。

それでは、各委員の提案等を踏まえまして、今期委員会で調査したいと思われたテーマがございましたら、御意見をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 昨年度いろいろやってきたところと今年度希望しているところが結構かぶる部分もあるのですが、いわゆる今書かれているのは、地域包括の問題や救急搬送の問題など、あと精神疾患、産後、消防団、孤独死などいろいろ、全て網羅は難しいかもしれませんが、基本的には昨年やってきたことも含めて継続したいのか、それともまたそれを深めたいということで進めるかどうか、それにもかかってくる気はしております。最終的には正副に一任をしたいとは思っておりますけれども。

ただ、私と小坂委員の救急のことも出ていたり、あと地域包括のも幾つも出されていたりなどありますし、全部これだけとは限らず、例えば視察した先でいろいろ要望を出された中身がそれなりに反映できるといいかと個人的には思ったりはします。

ただ、去年、大分いろいろな対応をしたとは思ったので、メンバーが全員同じではないから、また改めてやり直したほうがいいのかは悩ましいかと思っておりますけれども、取りあえず意見としては、以上です。

○委員長（植草 毅君） ほかに。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 私も正副委員長にお任せするということで考えておりますが、ただ、出てきたワードとしては高齢者、持続可能な医療、地域包括という点と、あんしんケアセンターがその辺を支えるのかななどを考えると、この辺のワードをキーにして考えていただけるとうれしいと思います。

以上です。

○委員長（植草 毅君） では、ただいまの協議を踏まえて、正副委員長で検討いたしますので、テーマの設定、活動計画等につきましては正副委員長に一任を願います。

それでは、テーマが決まり次第、委員の皆様にご報告させていただきたいと存じます。

なお、決定した年間調査テーマにつきましては、6月25日水曜日の本会議で委員長が報告することになっておりますので、御承知おきください。

委員会視察について

○委員長（植草 毅君） 最後に、委員会視察について御協議願います。

年間調査テーマのほか、所管事務調査事項提案一覧表などを参考に、所管局の重要な施策を視察したいと考えております。

視察先に関して、意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

この意見でいくと、昨年調査したところの見直しのような感じもしないでもないのですが、深めるような形で回る形でよろしいですか。（「委員長にお任せします」と呼ぶ者あり）分かりました。視察先につきましても、先方の都合がありますことから、正副委員長に御一任願います。

次に、視察の日程についてですが、正副委員長案を申し上げます。

11月11日火曜日から13日木曜日、2泊3日ですが、いかがでしょうか。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（植草 毅君） では、視察の日程は、11月11日火曜日から11月13日木曜日までの2泊3日といたします。

以上で、委員会視察についての協議は終わります。

そして、以上で保健消防委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後0時16分散会